



海と文化の交差点・共創のまち浜田

2004

4/1日号

No.1353

広報

はまだ

編集・発行 浜田市総務課 ☎0855-22-2612

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

E-mail: info@city.hamada.shimane.jp

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地



3月7日(日) 市立国府体育館で第4回ファミリーバドミントン大会が行われました。

大会には子どもと大人の混成チーム18チームが参加し、熱戦を繰り広げました。

主な内容

- ◇ 4月11日(日)浜田市長選挙 2・3
- ◇ 平成16年度浜田市の当初予算をお知らせします 4
- ◇ 4月1日スタート 個人情報保護制度 5
- ◇ 市立図書館・新着図書 9

浜田市民憲章

昭和五十五年十一月三日制定

- わたくしたちは 日本海の美しい自然と
温かい人情を誇る浜田市民です
明るい豊かな浜田をつくるために この
憲章を定め力をあわせて進みます
- きまりを守り よい習慣を育て
きれいな住みよいまちをつくります
- 働く喜びをもち 産業をおこし
豊かなまちをつくります
- からだを鍛え 健康で
平和な家庭をつくります
- 教養を高め 若い力を伸ばし
清潔で活力あるまちをつくります
- 老人をつやまい ことを大切にし
明るい社会をつくります

大切な、あなたの1票

浜田市長選挙

「自分1人が棄権しても…」という考え方はやめましょう。未来を決める大事な選挙です。すすんで投票してください。

投票当日、いろいろな都合で投票にいけない人は、期日前投票をしましょう。

投票できる人の年齢など

◎投票できる人は日本国籍があり、投票日までに年齢が20歳以上の人です。

・昭和59年4月12日までに生まれた人。

・基準日現在(4月3日)浜田市に住所があり、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている人。

投票所の入場券と選挙公報

投票所入場券は、はがきを選挙人あてに郵送します。

はがき1枚に、最高6人分印刷されていますので、必ず切り離して投票所に持参してください。

・選挙公報は、各町内の嘱託員を通じて、投票日の2日前までに各戸に配布します。

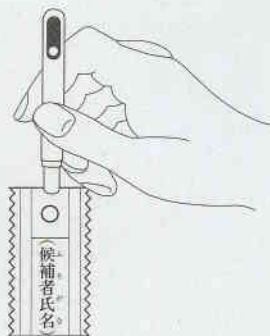
選挙人名簿に登録された船員の投票

「選挙人名簿登録証明書」が交付されている船員が、投票所で投票する場合は必ずこの証明書を持参してください。

このことについては、事業主、事務担当者のご指導、ご協力をお願いします。

(投票の方法)

市長選挙の投票用紙には、すでに候補者の名前が印刷してあります。投票所の記載台に備えおいてあるスタンプで、投票しようとする候補者名の上の欄に○をつけて投票してください。



なお、不在者投票、期日前投票については○印をつけず、名前を記入することになります。

投票時間

4月11日(日) 午前7時～午後8時
指定の投票場所で投票をしてください。

投票所のうち、

- 第10投票所 (石見公民館長見分館)
- 第13投票所 (石見公民館宇津井分館)
- 第22投票所 (美川公民館東分館)
- 第35投票所 (下有福研修センター)

は午後7時30分までです。



開票

日時 4月11日(日) 午後9時10分～

場所 サンマリン浜田

※ なお、開票速報は浜田市役所のHPで見ることができます。

<http://www.city.hamada.shimane.jp>

4月4日(日) 告示

4月11日(日)

不在者投票（期日前投票および不在者投票）

期日前投票

受付期間 4月5日(月)～10日(土)

受付時間 午前8時30分～午後8時

受け付けは市役所4階講堂

これまで市役所で行っていた「不在者投票」は「期日前投票」になります。投票用紙の交付手続きは変わりませんが、投票用紙は封筒に入れずに直接投票箱に投函するようになります。

期日前投票ができる人

投票日に投票所へ行けない人は、選挙の前日までに期日前投票を済ませてください。

たとえば仕事の都合や冠婚葬祭などの予定がある人、旅行や買物などの私用で投票日に投票区内にいない人、病気やケガ、妊娠、入院中などの理由で歩行が困難な人も期日前投票ができます。

(印鑑は不要ですが、申請書の記載が必要です。)

※ 期日前投票の詳細については3月1日号に掲載していますのでご覧ください。

不在者投票

※ 県選挙管理委員会が指定する病院など、次の施設に入っている人は、その責任者に申し出れば、その施設で不在者投票ができます。

市では、独立行政法人国立病院機構浜田医療センター（旧国立浜田病院）、清和会西川病院、島田病院、松風園、県立偕生園、美川苑、ケアハウス美川、たんぼほの里、夕陽ヶ丘が該当します。

問い合わせ先

浜田市選挙管理委員会

(☎内線441、442)

郵便による不在者投票

からだに重度の障害があり、投票所での投票が極めて困難な人は、自宅で郵便投票ができます。

郵便投票ができる人

1 身体障害者福祉法に定められている身体障害者で、身体障害者手帳の記入内容が次のどちらかに該当する人

- ①両下肢、体幹、移動機能障害の1級または2級
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害で1級または3級

③介護保険法に基づく要介護5の認定を受けている人

④免疫の障害1級から3級まで

2 戦傷病者援護法に定められている戦傷病者で、戦傷病者手帳の記入内容が次のどちらかに該当する人

- ①両下肢、体幹の特別項症から第2項症まで
- ②内臓機能の特別項症から第3項症まで

手続きと方法

ア 郵便投票をしようとする人は、身体障害者手帳を持参し、市選挙管理委員会に「郵便投票証明書の交付申請書」を請求してください。(請求は代理人でも可能です。)

イ 選挙管理委員会では、該当と認められた申請者に「郵便投票証明書」を交付します。

※ 証明書の有効期限は7年間です。有効期限を過ぎた人は、早めに申請してください。

郵便による不在者投票（代理投票）

郵便投票ができる人で下記の障害に該当する場合は、郵便投票（代理投票）ができます。認定作業が必要なので事前に市選挙管理委員会にお問い合わせください。

- ①身体障害者で上肢または視覚の障害が1級
- ②戦傷病者で上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症まで

※ 下線部：公職選挙法の改正により対象者が拡大しました。

平成16年度浜田市の当初予算をお知らせします

予算編成の概要

市では、行財政改革を積極的に推進していますが、長引く景気の低迷に伴う市税の減収に加え、三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅縮減などにより、財政状況は依然として厳しい状況にあります。

平成16年度当初予算の編成にあたっては、行政改革決定事項(民間委託・民営化など)を反映するとともに引き続き職員の人件費の削減など、歳出全般にわたる徹底的な見直しを進めています。

この結果、平成16年度の一般会計予算総額は、175億1,700万円となり、前年度当初予算(177億300万円)と比較して、金額で1億8,600万円の減、率にして1.1%の減となりました。

なお、平成16年度は市長の改選期にあたるため、当初予算は義務的経費や継続事業を柱とした骨格予算としております。新規または政策的経費などについては市長選挙後に補正予算として編成する予定としておりますので、概要については追って広報でお知らせします。

○ 平成16年度浜田市当初予算

会 計 名		平成16年度 当初予算額
一般会計		175億1,700万円
特 別 会 計	国民健康保険	41億2,492万円
	駐車場事業	5,554万円
	住宅新築資金等貸付事業	539万円
	公設水産物仲買売場	1,723万円
	老人保健医療事業	49億499万円
	公共用地先行取得事業	2,785万円
	国民宿舎事業	3億8,873万円
	公共下水道事業	6億1,536万円
	農業集落排水事業	2億5,341万円
	合 計	279億1,041万円



	会 計	平成16年度 当初予算額
水道事業	収益的収入	10億3,196万円
	収益的支出	9億9,597万円
	資本的収入	16億4,012万円
	資本的支出	20億4,557万円

※ 金額は、表示単位未満を四捨五入しており、合計額は一致しません。

緑の募金運動にご協力を

「緑の募金」は、将来にわたり緑豊かで潤いのある生活が送れるように、国民一人ひとりの参加を得て、緑あふれる環境づくりを進めるための募金です。

この募金によって集められた貴重な浄財は、環境緑化、森林整備の推進、緑の少年団の育成などに有効に活用していきます。

市では、4月1日(木)から5月31日(月)までを募金期間とし、各町内の囃託員を通じてそれぞれのご家庭に募金をお願いします。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先
農林課農林振興係
(☎内線234)



水道部からのお知らせ

【水質基準の項目が変更になりました】

水道水は、直接人の健康にかかわるため、常に安全でなければなりません。

そのため、浄水場や家庭で出る水道水が水質基準に適合しているか厳しいチェックを行っています。

今回、厚生労働省令が改正され、4月1日から水質基準の項目が46項目から50項目に変更になりました。

皆さんに安心しておいしい水を飲んでもらうため、水質検査計画により、原水8カ所、浄水11ヶ所について、50項目については年1回、9項目については毎月検査を実施していきます。

詳しい採水場所、平成15年度の水質検査結果についてはホームページをご覧ください。

問い合わせ先
美川浄水場(☎0690)

【貯水槽水道の維持管理】

水道法の改正に伴い、貯水槽水道(受水槽)の維持管理については、設置者が行う必要があります。

いつでも安全な水を飲むためには、日頃の管理が大切です。

該当者には、水道部から文書を送付いたしますので、確認してください。文書が届いていない人は、水道部まで連絡してください。

問い合わせ先 水道部工務係
(☎内線266)

個人情報保護制度

～大切にしよう わたしの個人情報～

市は、浜田市個人情報保護条例を4月1日から施行します。

この制度は、個人情報を適正に取り扱うために必要なルールを定めること、市民の皆さんが、市が保有する自己に関する個人情報の開示を請求したり、誤っている場合に訂正を請求したり、条例に違反して利用されている場合に利用停止を請求したりすることのできる権利を明らかにすることによって、個人の権利利益を保護することともに、公正で信頼される市政の推進を目的としています。

個人情報とは

個人が特定できる情報をいいます。例えば、氏名や住所など直接個人が分かる情報のほか、生年月日、電話番号、職業などを組み合わせることで間接的に個人が特定できる情報も含まれます。

市民、事業者の

皆さんへのお願い

個人情報を守るためには、市民、事業者の皆さんがこの制度の重要性をしっかりと認識する

ことも大切です。市民の皆さんは自己に関する個人情報を適正に管理することも他人の権利や利益を侵害しないように努め、事業者の皆さんは個人の権利や利益を守るため適正な個人情報の取り扱いに努めましょう。

市が個人情報を適正に取り扱うためのルール

個人情報取扱事務の登録 事務の名称や目的など、どのような個人情報を取り扱うかを個人情報ファイル簿に登録し、公開します。

収集の制限 個人情報を収集するときは、その取扱事務の目的を明確にし、必要な範囲内で、原則として本人から収集します。また、思想、信条、宗教や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集しません。
適正な管理 個人情報を最新の状態で正確に保有することも適正に管理し、不要になつたものは速やかに消去します。

利用・提供の制限 収集した個人情報を超えて

内部で利用したり、外部に提供したりすることは、原則として行いません。

市民の皆さんの権利

- 市の公文書に記録されている自己に関する個人情報を確認したいときは、その開示を請求することができます。また、法定代理人が本人の代わりに請求することもできます。
- 市の公文書に記録されている自己に関する個人情報が事実と違うと思うときは、その訂正を請求することができます。

- 市が利用や提供の制限に違反して自己に関する個人情報を取り扱っていると思うときは、その利用中止を請求することができます。
- 前記の請求に対する市の決定に不服があるときは、行政不服審査法に基づき異議の申立てをすることができます。

この場合、市は、浜田市個人情報保護審査会に意見を聴いたうえで再決定をします。

問い合わせ先 総務課行政管理係（☎内線320）

開示請求の流れ

